

応急手当普及員講習の開催について

● 応急手当普及員とは

応急手当普及員とは、主として自身が所属する事業所や防災組織等において、その従業員・構成員に対し、応急手当（心肺蘇生法や AED の取り扱い方法など）の指導を行う者として、秩父消防本部消防長が認定した方をいいます。

応急手当普及員講習を受講し試験に合格すると、応急手当普及員として認定され、救命講習を含む応急手当講習を開催し、指導することができます。応急手当普及員資格の有効期限は、3 年です。資格の継続を希望する場合は、取得 3 年後までに再講習の受講が必要となります。

● 【令和 7 年度】講習日程等は下記のとおりです

- 1 開催日時 令和 8 年 1 月 2 7 日（火）・2 8 日（水）・2 9 日（木）
9 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分 ※ 3 日間の受講が必須となります。
- 2 開催場所 秩父消防本部 4 階講堂
- 3 対象者 応急手当普及員は、秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に居住・勤務し、かつ普及母体が秩父郡市内にある方でしたら、どなたでも受講できます。
- 4 受講料 無料
※ただし、応急手当普及員講習テキスト代（税込 6, 4 0 0 円）が別途、必要となります。テキストは秩父消防本部で希望者分を一括購入しますので、希望者は申込時、現金を添えてお申し出ください。
- 5 講習内容
 - (1) 救命に必要な応急手当（心肺蘇生法・AED の取り扱い・気道異物除去法・止血法）の基礎実技・指導要領
 - (2) その他の応急手当（傷病者管理法・外傷の手当要領・搬送法）の基礎実技
 - (3) 基礎医学（解剖・生理学・感染防止）・資器材の取り扱い要領・指導技法
 - (4) 心肺蘇生法に関する筆記・実技試験

- 6 定員 10名（先着順、定員に達し次第、受付を締め切ります。）
- 7 受付期間 令和7年11月17日（月）～令和7年11月28日（金）
- 8 申込方法 まずは電話による受付状況の確認をお願いいたします。その後、応急手当普及員講習受講申請書（様式第11号）をメールまたはFAXで提出してください。応急手当普及員講習受講申請書は、下記QRコードを読み取り、秩父消防本部ホームページからダウンロードしてください。
- 9 お問い合わせ ご不明な点等ございましたら、秩父消防署管理指導課までご連絡をお願いいたします。
- 〒368-0021 秩父市下宮地町10番25号
- 電話 0494-21-0123 FAX 0494-21-0126
- [メール syouboukanrisidou@union.chichibukouiki.lg.jp](mailto:syouboukanrisidou@union.chichibukouiki.lg.jp)

10 その他

当日は動きやすい服装で受講してください。

昼食と筆記用具の準備をお願いします。なお、昼食時（12:00～13:00）の外出は可能です。

